

隠岐における長崎俵物の歴史地理学的研究

田 中 豊 治

一、緒 言

近世隠岐の経済社会は離島と言う孤立的、封鎖的環境によって強固な村落共同体を形成しながら(1)、他方においては西廻海運の発達に依って国民経済の大動脈の中に参加し得る機会に恵まれ、商業資本の成立が水産物、木材等の本土移出を核として西郷港、浦郷港、別府港等の主要帆船寄港地に展開して行き、本土の一般農村に比し商品経済の侵透が急速に進んだ(2)。従って近世隠岐の人口は当時日本全体としては停滞現象をつげつつある中において増加の一途をたどり、近代社会への脱皮が離島としてはもともと早く行われた地域である(3)。

隠岐における商業資本発達の契機となったのは、島内における生産力の進展により島内経済が高度に内部成熟した故ではなく、島内特殊資源が外部的な経済的要請によって開発促進せられた故である。

「外部的要請による開発資源」とは何か？ それは後世においていわゆる「長崎俵物」として対華輸出物の中核となつた鮑、海鼠の生産であつた(4)。

二、隠岐における「長崎俵物」生産前史

隠岐における海産物中、古代より中世にかけて、中央政府によって貢納品又は特産品として重視されたものは「鮑」である。

まず延喜式をみよう。

主計上は隠岐国の調、及び中男作物として

調、御取鮓、短鮓、烏賊、熬海鼠、鮪腊、雜腊、紫菜、海藻、嶋蒜

中男作物、雜腊、紫菜

をあげている。御取鮓みとりのおわび、煎海鼠いりこ、鮪腊たのまたり、紫菜むらさきのり、海藻にぎらぬ、嶋蒜あそづきと訓ずるが、海藻は若布、嶋蒜は葱の一種の様である(5)。

後世、俵物と称される干鮑、煎海鼠は古代よりの隠岐の代表生産物である事がわかる。

就中、鮑は延喜式の中の他の巻にもしばしばその名があらわれる。

例えば巻二十一には

凡新羅客入朝者給_レ神酒……若從_二筑紫_一還者必_レ給_二酒肴_一、便付_二使人_一、其肴総隠岐鮓六斤……

卷三十二には

新嘗祭 隠岐鮓二両

親王以下三位已上并四位参議 隠岐鮓二両一分、四位五位并命婦 隠岐鮓、堅魚烏賊 神祭雜給料 隠岐鮓、烏賊各十六斤

(中略)

雑給料

参議已上 隠岐鯨五兩

五位已上 隠岐鯨四兩二分

平野夏祭雑給料 隠岐鯨廿一斤

加茂神祭 隠岐鯨 煮堅魚五斤四料

同祭齊院司別当已下四人食料……隠岐鯨、煮堅魚……各十二兩

春日祭 隠岐鯨各三十七斤

釈尊祭別供料 隠岐鯨十八斤

(下略)

延喜式三十二卷、三十九卷、四十三卷、等にもしばしば隠岐鯨の名が見える。つまり古代中央政府において、隠岐鯨は既に名産として、しかも神祭供物用として貴重な存在であった事がわかる。

延喜式において隠岐同様の水産物が貢納品としてあらわれて来る国は「志摩、若狭、隠岐、参河、駿河、安房、出雲、伊予、土佐、阿波、肥前、肥後、豊後」であるが、隠岐が御取鯨六二〇斤、短鯨九三〇斤の貢納に対して、出雲二十四斤、阿波五七二斤、伊予三六六斤、肥前御取鯨三六四斤、短鯨五三四斤、羽割鯨二四斤が大量の貢納国であるに比べると、律令制下における隠岐鯨は全国一の貢納を中央政府に納付していた事になる。

何故にかくの如く律令体制下において隠岐鯨が中央政府に多量に納入せられたかについては本稿では詳細は避ける事とするが、その一因は八世紀〜十一世紀にかけて隠岐が国防上の第一線として山陰道節度使の派遣地域で大陸国家に対する前哨的位置を占め軍事施設が設置され、守備兵が駐留し、中央政府と密接な連絡がとられ、離島でありながら軍事上、経済上の価値が比較的重視されていた事は看過出来ないと思われる(6)。

中世においては隠岐水産物の生産、流通に関する歴史的事実は資料的に不詳である。

戦国末期に「島前御くしの物当日記」なる村上助九郎文書に（年号不詳）

一、くしこ拾連別府村

一、あわび五連 くしこ十連 宇賀村

とあり、島後では僅かに那久村の串鮑二連、南方村の一、六連、久見村の三連のみで串海鼠役は島後では見えな
い。島前でも浦郷には両役とも無く、その他の各村でも一連役のみで、別府、宇賀等が圧倒的に多い。

近世初頭の小物成の中においては宝歴十一年編の「隠洲往古諸色年代略記」なる松浦文書に(8)

慶長四年亥十一月雲州隠州两国堀尾帯刀様御拜領被遊、十九日ニ美保関細屋藤左衛門船にて浦之郷迄竹林弥三左衛門様御着船被
成当国御請取、串海鼠、串鮑、鯛、切鮑、鮪、鯨、鮫、油、和布、海苔、漆、柄油、山椒、椎茸、栢実、茶御連上被仰付

とあり、慶長初年より海産物も主な対象として課税せられ、このうち串鮑、串海鼠については同書慶長十五年の条に、
串鮑一連に付一斗六升宛、串海鼠一連に付六升宛ニ而御座候処、鮑一連ニ付代米六升二合増被成、串海鼠一連ニ付代米七合増ニ
被仰付候

と見えている。海産物中、串鮑、串海鼠が中心となっていた事がわかる。鮑、海鼠の乾物である串鮑、串海鼠が近世
中期、長崎俵物として全島に於て生産されるようになったのは隠岐において古代より海産資源の中で両者が伝統的に
生産され官辺に名産（特産）として熟知されていた事が原因であると思われる。

三、隠岐における長崎俵物生産と流通

A 研究史と問題点

隠岐における長崎俵物研究については筆者の「経済史研究」二十八卷二号に発表した「隠岐における長崎俵物の

生産」(昭和十七年八月号)を最初とする(9)。これは同年二月、島内史料探訪の時に西郷町元屋の故横地満治氏蒐集による文化四年大庄屋惣七によつて書留められた「長崎御用俵物一途留」の分析を通じて、主として隠岐島島後地区の生産と流通の概要ををのべたものである。昭和二十五年以降、筆者は「島嶼経済の構造とその解体過程」(一—八)の研究(地理学評論に発表)なる研究をつづけたが、隠岐における俵物生産が島嶼経済の商品化進行に与えた意義については地理学評論二九卷一号の拙稿「近世隠岐における商業資本の成立とその影響」(昭和三十一年一月号)にやや詳論した。

昭和三〇年以降、島内史料の精査をつづけたが、次の四氏宅において相当量の俵物史料を発見した。

隠岐郡海士町宇受賀村尾益行氏所蔵文書(村尾氏祖先は島前の大庄屋、当主益行氏は、隠岐神社宮司)は量的には最大で、且つ俵物生産、流通等各分野についての文書があり内容的にも豊富である。主なものとして次の文書がある。

- イ、平井弥惣次様より請書控(天明五年)
- ロ、鮑稼高日記(享和三亥年)
- ハ、隠州俵物新規稼并増方等取極請書(享和元年)
- ニ、請取申一札之事(各年代)
- ホ、下地村々俵物割賦相写(文政八年)
- ヘ、隠州千鮑水練入漁新規取極請書(享和元年)
- ト、隠州千鮑当亥三ヶ年間青崎宇八出稼取極候請書(享和三亥年)
- チ、俵物之間屋船宿請書(享和元年)
- リ、長崎廻御用俵物送状之事(各年代)
- ス、俵物村々割付改帳(文化四々文政七断続)

第二は海士町の旧家、後鳥羽上皇御陵守を近世まで引きつづいて奉仕して来た村上家の文書である。第三は島前西ノ島町焼火神社蔵文書、大目付江提出文書（天明五年）、第四は島後西郷町元屋の横地文書、長崎御用俵物一途留（文化四年）である。

此の他に年代不詳の笠木家文書、天明八年以降の美田村、船越村問屋文書、明和六年の佐藤文書等も存在するが断簡である。

昭和三十二年、関西大学の津川正幸氏が、島前海士村の村尾文書を分析して「隠岐島前における俵物生産（史泉、第七、八合併号、昭和三十二年）を発表せられ、筆者の横地文書による主として島後の研究に対して、島前地区の实情を明らかにせられた。

津川氏の研究、筆者の研究における最大の欠除点は隠岐における生産と流通が全国的視野で把握せられず単に隠岐地区内での史料整理にとどまっている点であった。

従って全国的史料における隠岐の生産の位置づけの解明が緊要な事実として残されていた。

B 隠岐における長崎俵物生産の全国的位置づけ

俵物の全国的生産を直接的に示す資料は遺憾ながら発見出来ない。東京大学史料編纂所保管の「諸国俵物元極帳」「長崎俵物請方覚」「長崎俵物明細帳」及び長崎県立図書館蔵の「俵物方手続書」が基本的な史料であるがいづれも幕府と生産浦方との生産契約「請負高」が記されているので現実の生産高でない。又、直接俵物役所に納入せられる数量とも差異がある。従って請負高、納入高等を比較勘案して全国的生産量を推定する以外に現在の筆者にとっては検討資料がない。

前記史料の紹介閲覧については三重県立大清水三郎教授、九州大学秀村選三教授、山口大学小川国治助教授、長崎県立図書館、東京大学史料編纂所阿部助教授の指導と協力をうけた。

尚、右史料の裏付けのため地方史料として小川助教授の「毛利藩における俵物生産と統制」を始めとする徳山藩、豊浦藩、長州藩等の研究¹⁰⁾、白山友正氏の「松前蝦夷地における長崎俵物の研究」¹¹⁾、荒居英次教授の「津軽藩における俵物生産集荷」¹²⁾を始め、南部藩の研究、森嘉兵衛教授の「三陸東海岸における長崎俵物生産の研究」¹³⁾を使用した。

長崎俵物の生産と隠岐の生産の比較のため前記中央資料を地域的に集計してみた。

集計に当っては国名毎の集計を主としたが、平戸、五島、天草等の如く地域的に請負高の多い特定地域があるので、それ等の特定地域は国毎統計から除外し、独立的な摘記を行なった。又、延享二年の統計は昆布、所天草、鯉節の記述もあるので表中に記入した。更に俵物手続書による集荷は各国からの集荷を一括して記入してあるので、これはそのまま、集計した。

隠岐の数字が特記されているのは俵物元極帳と俵物手続書である。

第1表はその集計結果を示したものである。

これによると延享二年（一七四五）の廻着高と天保十二年（一八四一）の集荷高とは大差があり、俵物のみに関して比較すると天保十二年は約二倍の集荷高を示している。

天保十二年の請負高と集荷高を示すと数字は近接し（請負高八四万、集荷高七九万）、請負高に近い量が集荷されている。此の見地からすれば、請負高は生産高に近い数字を示し、請負高を以てその地域の生産高を示すものと考え

第1表 長崎俵物全国の請負高，集荷高

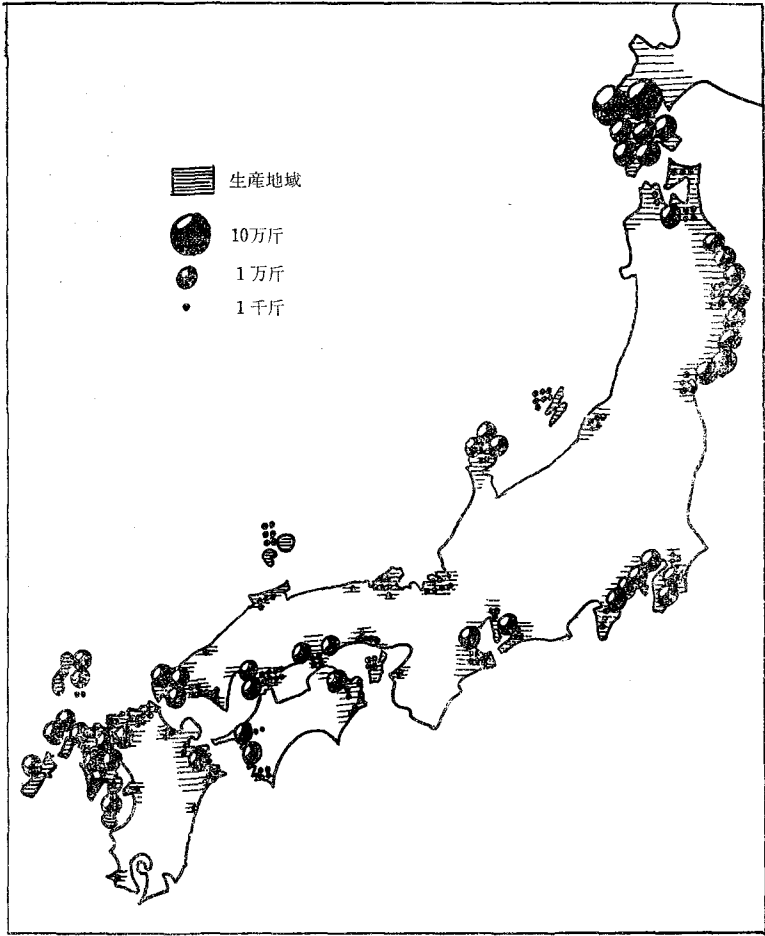
		延享2年廻着俵物出所					天保12年俵物請負高(諸国俵物元極帳)				
		煎海鼠	干 鮑	昆 布	所天 草	鯉節	煎海鼠 (町)	干 鮑 (町)	鑾 鱧 (町)	役所 引請	合計
		斤	斤	斤		斤	斤	斤	斤	斤	
松	前	62,100	210	790,000	—	130,000	120,000	—	—	250,000	
津	輕	33,810	—	—	—	15,000	3,000	—	—	18,000	
南	部	3,070	9,100	—	—	17,500	48,500	500	—	66,500	
仙	台	2,800	—	—	—	20,000	5,000	—	—	25,000	
常	陸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
安	房	3,100	—	—	—	—	4,410	—	—	4,410	
上	総	1,060	—	—	—	3,805	15,510	—	—	19,315	
武	藏	4,800	—	—	—	37,170	—	—	—	37,170	
江	戸	—	—	—	—	—	—	2,000	—	2,000	
相	模	8,500	—	—	—	15,600	—	—	—	15,600	
伊	豆	—	—	1,800	—	—	2,995	—	—	2,995	
三	河	10,000	—	—	—	8,700	—	—	—	8,700	
尾	張	1,200	—	—	—	7,000	—	—	—	7,000	
紀	伊	850	—	—	—	—	—	—	—	—	
伊	勢	11,100	—	—	—	11,000	—	—	—	11,000	
志	摩	7,100	—	—	—	6,500	—	—	—	6,500	
和	泉	—	—	—	—	80	—	—	—	80	
播	磨	2,000	—	—	—	5,040	—	—	—	5,040	
備	前	15,000	—	—	—	17,490	—	—	—	17,490	
備	中	700	—	—	—	4,010	—	—	—	4,010	
後	備	—	—	—	—	2,535	—	—	—	2,535	
越	後	—	—	—	—	2,000	—	—	—	5,000	
越	中	450	—	—	—	—	—	—	—	—	
佐	渡	—	2,230	—	—	2,000	5,000	—	—	7,000	
越	前	1,100	—	—	—	—	—	—	—	—	
能	登	18,800	—	—	—	32,000	—	—	—	32,000	
若	狭	—	—	—	—	7,000	—	—	—	7,000	
丹	後	1,330	—	—	—	4,500	—	1,100	—	5,600	
伯	耆	—	—	—	—	250	300	50	—	600	
出	雲	2,800	—	—	—	—	—	—	4,000	4,000	
隠	岐	—	—	—	—	—	—	—	5,600	5,600	
石	見	500	—	—	—	280	300	—	30	610	
長	門	11,350	5,950	—	—	220	—	—	30,600	30,820	
周	防	23,000	—	—	—	—	—	—	7,300	7,300	

		延享2年廻着俵物出所					天保12年俵物請負高(諸国俵物元極帳)				
		煎海鼠	干 鮑	昆 布	所天 草 經節	煎海鼠 (町)	干 鮑 (町)	鱻 鱸 (町)	役所 引 受	合 計	
安芸	芸	28,000	—	—	—	—	—	—	28,000	28,000	
阿波	波	2,500	—	—	—	4,295	—	150	—	4,445	
淡路	路	2,000	—	—	—	4,500	—	—	—	4,500	
讃岐	岐	2,320	—	—	—	12,140	—	—	—	12,140	
伊予	予	—	—	—	—	20,340	1,810	300	—	22,450	
土佐	佐	—	—	—	—	1,200	—	2,450	—	3,650	
豊前	前	—	—	—	—	—	—	—	1,800	1,800	
豊後	後	270	860	—	—	11,110	50	200	4,140	15,500	
日向	向	—	—	—	—	32	15	450	—	497	
筑前	前	320	3,150	—	—	970	35	—	7,500	8,505	
肥前	前	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
平戸	戸	12,100	55,300	—	—	—	—	—	37,773	37,773	
唐津	津	6,300	—	—	—	8,130	11,000	500	—	19,630	
若岐	岐	3,000	3,000	—	—	—	—	—	—	—	
対馬	馬	8,580	20,770	—	—	—	—	—	22,300	22,330	
五天	島	—	28,450	—	—	—	—	—	10,000	10,000	
天草	草	5,700	4,050	—	—	5,058	4,200	—	—	9,258	
大島	原	1,100	—	—	—	—	—	—	1,540	1,540	
佐村	村	14,120	—	—	—	—	—	—	10,500	10,500	
佐賀	賀	—	—	—	—	6,220	—	1,680	—	7,900	
長崎	崎	—	—	—	—	1,410	3,060	80	—	4,550	
肥後	後	2,400	—	—	—	—	—	—	2,100	2,100	
薩摩	摩	1,200	—	—	4,900	340	—	—	—	240	
朝鮮	鮮	—	—	—	—	—	—	—	13,000	13,000	
計		316,430	133,070	790,000	1,800	4,900	428,425	225,185	9,460	186,183	849,253
合計		1,246,200									

天保12年俵物集荷概要(俵物手続書)			
出 荷 地 区	俵物種別	集荷根拠地	集荷額
松前, 津軽, 南部	煎海鼠	松前	97,000斤
同上	干 鮑	同上	89,022.4
松前	煎海鼠, 干鱻, 鱻鱸	松前役場引請	83,563
松前	煎海鼠, 干鮑	同上	7,600
松前	煎海鼠, 鱻鱸	同上	16,000
日向, 備中, 備前, 丹後, 播磨, 讃岐, 阿波, 土佐, 伊予, 能登, 越前, 若狭, 志摩, 三河, 伊勢, 尾張, 和泉	煎海鼠	大 阪	116,934

天保12年俵物集荷概要(干俵物手続書)				
出 荷 地 区	俵 物 種 別	集荷根拠地	集 荷 額	
江 戸	鱈 鱈	江 戸	2,000	
土 佐 阿 波 丹 後 豊 後	鱈 鱈	大 阪	3,700	
日 向 伊 予 伯 耆 相 模 仙 台	鱈 鱈	下 関	770	
江 戸 安 房 上 総 相 模 伯 耆	煎 海 鼠	江 戸 関	76,680	
豊 後 石 見 伯 耆	煎 海 鼠	下 関	6,240	
長崎地廻, 佐賀領, 天草, 薩摩, 唐津, 筑前, 豊後, 備後, 備前, 伊予, 対馬, 佐渡, 朝鮮	煎 海 鼠	長 崎	71,025	
島 原 周 防 安 芸 常 陸 仙 台			煎 海 鼠 鮑 鮑	長崎役場引請
江 戸 安 房 上 総 常 陸 仙 台	煎 干 干	江 戸 関	31,965	
石 見 伯 耆 日 向	干 鮑	長 崎	645	
長崎地廻, 天草, 唐津, 筑前, 豊後 対馬, 佐渡			干 鮑	長 崎
筑 前, 豊 前, 長 門	煎海鼠, 干鮑	下 関	18,500	
大 村, 平 戸, 五 島	煎海鼠, 干鮑	長 崎 役 場 引 請	65,063	
屯 岐, 肥 後, 豊 後, 出 雲			煎海鼠, 干鮑	長 崎 役 場 引 請
— — —	— — —	— — —	— — —	
— — —	— — —	— — —	— — —	
— — —	— — —	— — —	— — —	
— — —	— — —	— — —	— — —	
隱 岐	煎海鼠, 干鮑	長崎役場引請	5,700	
— — —	— — —	— — —	— — —	
長 門 請 負 領	煎海鼠, 干鮑	下 関	1,900	
岩 国	煎海鼠, 鱈鱈	長崎役場引請	16,000	
— — —	— — —	— — —	— — —	
— — —	— — —	— — —	— — —	
— — —	— — —	— — —	— — —	
— — —	— — —	— — —	— — —	
土 佐	干 鮑	大 阪	50	
合 計 額			791,752	

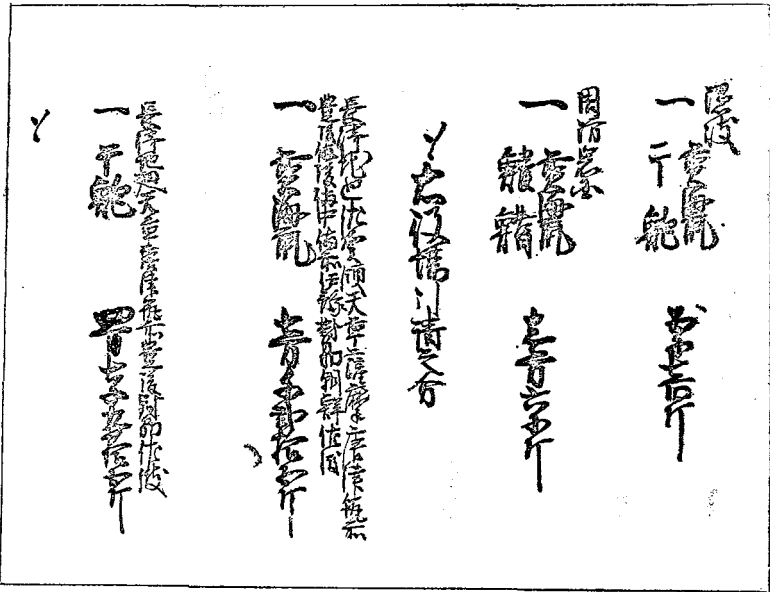
- 備考 資料 1 俵物方手続書 長崎図書館蔵
俵物方手続書の統計は天保12年の実情と思われる。
- 2 諸国俵物元極帳 東京大学史料編纂所保管
天保12年の実情と推定される(小川国治氏の見解)本概要表の統計は田中が地域毎に集計し原本の記述順次に従っていない。
- 3 延享2丑年廻着高は「花蛮交市洽聞記六(華蛮交易明細記の記事を集計した)」
長崎県史史料篇4巻掲載
- 4 (町)は町人請負を示す



第1図 長崎俵物生産分布

でも大きな過誤はないと思う。

第1表を資料として生産地域と生産量の分布を図化すると第1図の如くなる。最大の生産地は松前地方で、ここでは鮟、海鼠の生産は相半ばしている。太平洋岸では三陸海岸、房総、三浦半島に集中し、伊豆半島、紀伊半島は意外にすくない。瀬戸内は平均的に産地分布が見られ、豊後水道



第2図 俵物方手続書記載の隠岐俵物集荷高 (天保12年)

(原本 長崎県立図書館)

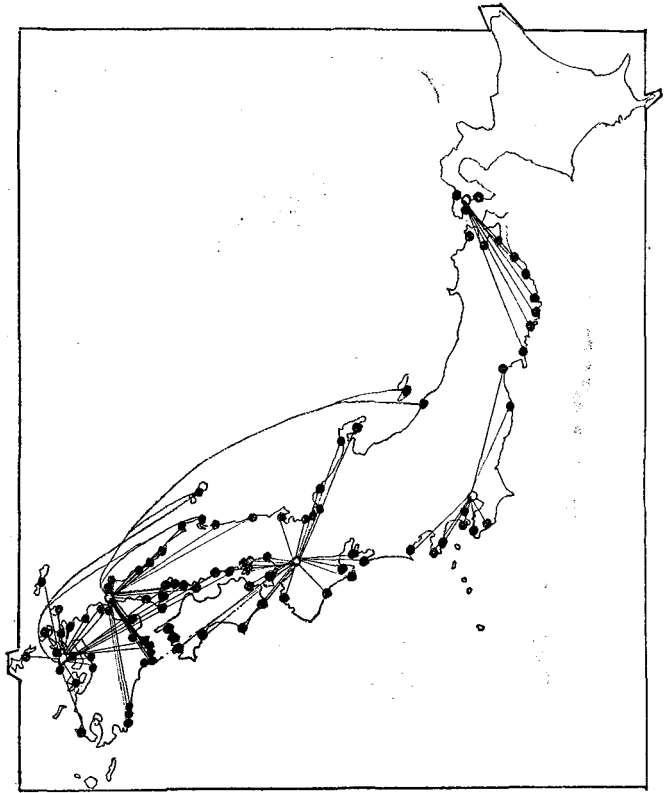
両岸に産地が集中し、九州では島嶼部の対馬、五島、天草と肥前の海岸が大産地で、日本海側では能登を最大産地とし、若狭、丹後及び佐渡、隠岐の二島が産地となつている。煎海鼠と干鮑の産額は前者が大で、鱧鰯は全体量がすくない。

隠岐における長崎俵物の生産状況は全国生産八〇万斤程度に対して五千六〇〇斤程度の位置づけが第一表からよみとれる。

此の額が隠岐における俵物生産の歴史的推移の中で如何なる位置づけを得ているであろうか。

文化四年(一八〇七)の隠岐島の請負高は島前一、一五〇斤、島後二、五五〇斤、計四、七〇〇斤で、此の額は享和元年(一八〇一)代官葉倉権九郎隠岐に渡海し、浦方との取極高一二、〇〇〇斤に比すと著しく小額であるが、当時の鉾突採取による生産高としては略平均的生産額と思われる。その理由は四、七〇〇斤の請負高は長崎代官高木作左衛門が廻村の上資源減少

なつた。
 天保十二年（一八四一）長崎役所集荷高五、七〇〇斤との右の額は一致しける隠岐島俵物生産のかなり確実な生産と思われる。



第3図 俵物生産地と集荷系統 (資料 俵物方手続書)

の状態を確認し請負させた額だからである。

四、七〇〇斤の浦々割当をみると請負高よりも大で、島前合計二、一五〇は変わらないが、島後合計は二、九二〇斤となつて、合計では五、〇七〇斤となつている。これは島後における各浦々割当てについて、漁場生産豊度を比較検討しての修正割りあての故である。この割当ての二年後の文化六年（一八〇九）には高木代官によって島前四五七斤、島後五四三斤、計一、〇〇〇斤の追加割符が行なわれ、五七、〇〇〇斤の割当てと

（第2図）、この額は化政（天保期）にお

化政（天保期）にかけての全国俵物集荷高は年による差異が大で、五〇万斤（八〇万斤の間を上下している）¹⁴。従つて隠岐の出荷高は全国集荷高の1%を占めていたと推定される。

隠岐における長崎俵物の出荷を全国俵物集荷形態の中で図化してみると第3図の如くなる¹⁵。これは俵物方手統書を資料としての集荷図で、隠岐は長崎会所直送となつてゐる（初期には下関問屋を経由した。これは後述する）。俵物の集荷は町人請負と役所直接集荷の二形態のある事は第一表からも読みとれるが、その集荷圏は図に示すよう錯雑してゐる。大観的には集荷圏は集団化してゐるが、西日本の場合、特に伊予あたりでは大阪、下関、長崎の三地区に集荷が分散してゐる。集荷効率から見ると極めて不経済の集荷のように思われる。こうした錯雑さの理由については明らかにされていないが、筆者の推定では幕藩体制下における行政管轄の交錯がその一因となつてゐるのではないかと思われる。例えば俵物諸国元極帳によると伊予の加藤遠江守領の煎海鼠は長崎集荷、松平隠岐守領、松平右京大夫領、松平采女正領、伊達遠江守領の煎海鼠は大阪に集荷されている。豊後の稲葉備中守領の干鮑、煎海鼠は長崎に、松平河内守領の煎海鼠は下関に、というふうに支配関係の差で集荷先が異なつてゐることがみとめられる。

隠岐では文政八年までは下関送付、九年以降は長崎役所直轄で長崎会所直送となつた¹⁶。

C 隠岐における長崎俵物の生産と流通

イ、天明五年長崎会所直買実施以前の状況

隠岐は島前、島後の二島群にわかれ、前者は別府村に、後者は西郷町に代官所があり、俵物下請人も島前は別府村酒屋伴左衛門、島後は西郷町字屋の板屋武左衛門が長崎役所から指名されてゐた。

俵物に関する資料は島前の方が豊富に存在し、島後は極めて僅かである。これは明治二年に隠岐騒動と称する騒乱

が島後を中心に発生して、寺、社、旧家の什器文書が多く焼失したためである。

全島的な状態で俵物の生産流通が判明するのは天明五年（一七八五）以降である。

すなわち、幕府が俵物の集荷体制を強化し、長崎会所直買入実施後の事である。それ以前の状況は断片的にしかわからない。

先ず天明五年の請書に(17)

…(前略)…私共浦方之儀、漁業渡世仕来候浦々ニ而御座候、生海風漁稼之儀ハ二月、三月第一ニ相稼、鮑ノ儀ハ正月ヨリ漁業相始、取揚候分ハ煎海風、干貝ニ相仕立、出来次第不残、島後ハ下請宇屋町板屋武左衛門、島前ハ別府村酒屋伴左衛門兩人方へ売渡申候、饑乏之儀ハ前々ヨリ見掛候者モ無之候…(中略)…是迄非分之儀、代銀滞候儀無御座候…程能買入候儀ニ付…(下略)

とある。兩名が何時下請（島内では座方と称した）に指令されたか公式文書には明らかではないが、板屋武左衛門家の代々の事蹟を記した「松浦家譜」(18)には次の記述がある。

…(前略)…嘉永四辛亥年、春日丸破損す。金子千両救助として賜る。享保十二年より七代与左衛門にいたるまで百二十年間余、長崎俵物座方相勤めし故なり…(下略)…

これによれば板屋が俵物請負人となったのは享保十二年（一七二七）の如くである。此の時期は幕府の俵物政策上から見ると極めて重要な時期であった。すなわち、正徳五年（一七一五）に有余売の法を採用し銅及び俵物による中国貿易決済方法を進めながらもその産出が少量のため貿易不振となり抜本的な解決策が求められ、遂に享保十四年（一七二九）に銅、俵物諸色を併用して決済にあてる雑物替法施行となったのであるが、板屋の下請人指定はこの雑物法施行の二年前である。雑物替法では支払手段として俵物と諸色を大幅に採用する方法で相手国の中国でもこれを歓迎したのである(19)。

隠岐は天領で幕府としては行政措置をもつとも容易に施行出来る地域であるから右の様な施策を講じたのである。

天明以前の資料は極めて不足であるが残存文書の中から俵物生産、流通の推移をたどってみると大凡次の様に秩序づけられる。

長崎俵物が幕府の公式の对中国貿易決済の手段として採用されたのは元禄十年（一六九七）長崎町年寄高木彦右衛門の俵物を以て代金支払にあてると言う企てを許可してからで、十二年に代物替会所（俵物取扱所）が長崎に設けられ彦右衛門はその頭取に任ぜられた。

しかし俵物貿易は順調に進まず

宝永五年（一七〇八） 代物替法停止

正徳五年（一七一五） 有余売法により代物替改良復活

享保十四年（一七二九） 雑物替法施行

の如き変化をたどって来ている。つまり俵物貿易は元禄期に公式に幕府承認の民間貿易で、享保期には対華貿易の主流となり、のち幕府直営事業となった⁽²⁰⁾。

隠岐において干鮑、煎海鼠が生産され、小物成納品中最大の経済比重を持っていた事は前述の通りであるが、これが如何に商品化されていたかを明らかにする直接的資料が発見出来ない。

しかし傍系資料として享保六年（一七二二）隠岐に大庄屋制が施行されるに当り、大庄屋の主要任務の中に「御用串物、板並に諸材木等買出し、雲州江之運送之諸会云云」と大庄屋の管理事項が記されているのを見ると⁽²¹⁾、近世

中期には松江表を通じて串物が商品化されていた事は確実と思われる。

隠岐において俵物下請商人の決定した享保十二年以降天明時代までの俵物の取扱は天明五年（一七八五）の「長崎御用俵物請書」(22)の前文に

一、於長崎唐船御渡方に相成候俵物之儀、是迄請負人在之、諸國浦方江下請相立置右之者共買集、長崎請負之者江積送來候所、此節右請負人御指止メニ相成、長崎御会所直買人ニ被仰付候ニ付國々浦々御廻被成、今般出雲國迄、御越被成、私共御呼出し之上、是迄長崎請負人手先仕來候ニ付、買入方并仕來之儀等御尋ニ御座候、

此段隠岐國兩島浦々ニ而出産之煎海鼠、干鮑買集之儀、先年長崎請負人ヨリ、私方ニ而買集、雲州大根島油屋喜伝治方江相送候様、申談候：（中略）追々値段下値ニ相成：自ラ出方相減候処：其後江戸表御役人様方、御渡海被成、御糺之上……………長州下関江相廻候様被仰渡候……………且又長崎請負人、此度御取放ニ相成候ニ付ハ、私共儀モ買請方被召放候様、可相成哉、左候而ハ祖父共ヨリ相続仕來候渡世ニ相離、難儀至極ニ奉存候間……………買集方可被仰付……………云々

と、別府村酒屋伴左衛門と宇屋町板屋武左衛門が連名で長崎代官北島栄治平に願ひ出ている。

結果としては再指名をうけている。

以上の記事から、板屋、酒屋の両請負人は享保時代に請負人（隠岐では座方と呼んだ）(23) となって、島前の分は酒屋が、島後の分は板屋が請負集荷して、大根島の問屋油屋喜伝治に送荷した(24)。

しかし値段が安いので供出量が減少した。そこで江戸の役人の廻村指導の結果、下関送りを命ぜられたので下関送付をつづけて来た。天命五年には煎海鼠二八六〇斤余、干鮑五〇〇斤余買集送荷した(25)。

しかし此の程度の生産出荷では生産増強を望む幕府側では不満足で、両請負人の指定取消しをほめかしたので、両人は「祖父共より相続仕來候渡世ニ相離、難儀至極ニ奉存候」と言う次第で、増産供出に協力する約定のもとに請負人再任となった。

以上が天明五年までの概要である。

□、天明以降享和期における生産増強政策の進展

天明五年幕府の俵物生産増強下令によりての生産は増加したと思われるが、隠岐では官辺の期待する増産は実現されなかった様に思われる。その証拠に享和元年（一八〇一）から同三年にかけて「新規稼并増方」の指示が次々と行なわれているからである。

享和元年の「松平出羽守御預所隠州俵物新規稼并増方等取極候請書」（村尾文書）、同年の「隠州干鮑水練入漁新規稼取極候請書」（村尾文書）、同年の「俵物之儀ニ付問屋船宿請書」（村尾文書）、享和三年（一八〇三）の「平戸白浜浦青崎宇八隠岐出稼干鮑引請書」（村尾文書）、同年の「享和三亥年五月木原甚三郎渡海取極候書付控」（村尾文書）の文書には当時の厳しい幕府の指示及新施策と隠岐島漁民の反応が示されている。大要は左の如くである。

先づ天明五年以降の浦方の様子について

長崎廻俵物出方等、今般御廻浦の上、新規稼並増方御請負之儀、御糺御座候、然ル処、私共浦方者地方隔り……………一ヶ年煎海鼠三千斤之高御請負申上候得共……………此度之儀者格別厚御趣意之越、再応被候ニ付……………

以来左之通目当テ立、相稼候様可仕候、

島前浦々、俵物買集世話人、別府村庄屋

伴左衛門

此節御糺ニ付 一ヶ年目当高

一、煎海鼠 三千五百斤

(中略)

一、干鮑 三千五百斤

(中略)

享和元年酉六月十三日

海土村外十二ヶ村漁師惣代

年寄 庄屋

羽倉権九郎様(26)

以上は島前の例で島後の場合は「煎海鼠三千五百斤、干鮑五千斤」が下命せられた。つまり隠岐全島で煎海鼠は七千斤、干鮑は八千五百斤兩者計で一万五千五百斤の増産請負である。

輸送先も逐次変動が生じて来て

右廻方之儀、是迄は長州赤間関限ニ候得共、以来之義者、長崎表へも相廻し候様可仕候……(27)

と、一部は長崎会所直送も此の頃から実現して来るようになる(全面的に長崎会所直送は文政九年以降である)。

請書の中では島前の場合従来は煎海鼠のみ三千斤の請負であったが、突如として煎海鼠干鮑あわせて七千斤と倍以上の生産請負となった。請負と言う双方談合の型式ではあるが、請負書の内容は幕府方の厳命である。

幕府の増産強化は右の増産割当にとどまらず島内代表者に命じ潜水夫を長崎から招いて深海の潜らせて生産強化実施を指示した(28)。

享和元年島前島後両島で干鮑八千五百斤を請負ったが、此の生産は従来の特突漁業のみでは到底実現困難である。そこで

(前略) 当分水練雇入相稼セ候ハハ、自ラ浦方之者茂見習、追々潜り覚へ、往々之浦益々ニモ相成可申ニ付、右之趣相承……

(中略) ……水練雇入相稼セ候様可仕候……(中略) ……水練之者ハ島前へ三人、島後へ五人、都合八人被遣……(中略) ……三月廿日長崎出立、夫ハ九月晦日迄、惣日数百九拾日卜定……(中略)

沖合水入稼沓ケ年目当高 島前浦々

一、干鮑二千五百斤

島後浦々

一、干鮑四千斤

合干鮑六千五百斤

右之通目当高御取極相成候……(下略)

享和元年西六月二十一日

(中略)

大庄屋官藏

羽倉権九郎様

の如くであつた。

この結果は上上の成績であつた。すなわち享和三年(一八〇三)の青崎宇八隠岐出稼引請書の前文に次の通りである(29)。

一、隠州鮑自浦銚突稼之外、水練稼、沓ケ年六千五百斤之高御取極被成置、去戌年長崎水練之者被差遣候所、鮑夥數有之、同所浦手之者茂潜り見習……(中略)……右六千五百斤之他、此節三千五百斤相増、都合左之通御請可申候

此節御請負高

一、干鮑沓万斤

是ハ御請負高之内、六千五百斤を越候ハハ是迄御取極之通、沓斤ニ付銀四分、八千斤を越候ハハ、銀五分ツツ御褒美増銀、惣斤高ニかけ被下候積り……(下略)……

と言う条件のもとに平戸白浜浦の青崎宇八が四十五名の水練者をつれて来島した。彼等は漁場を検討した上に、

相心之場所借り受、納屋を立テ同所ニ而鮑仕立方並賄方等仕度

して操業した。請負高は千匁万斤で、殆ど之を完遂している。その上鮑の貝殻が夥しく残るので之を利用して石灰製造も行なっている。すなわち、

鮑貝之儀は去戌年石灰製方御談之通、世話人之もの追々手馴、品合相應の焼方いたし、殊に当年者貝数も夥敷集り候得者、右壳捌、是又浦益銀に語込…(下略)³¹⁾

の如くである。すなわち、潜水漁法の採用によって製産方は増大したのみならず石灰と言う副産物まで生産されたのであった。入漁村は島後では「津戸、都万、那久、油井、南方、北方、代、久見、伊後、西、湊、中、元屋、飯美、布施、卯敷、大久、釜、犬来、津井、宇屋、目貫、八尾、下西、今津、岸浜、箕浦、加茂、蛸木」の外海に漁場(地先漁場)を持つ村々全村で、島前は「知夫里、浦郷、美田、別府、宇賀、海士、宇津賀、豊田、知々井、布施、崎」の村々である³²⁾³³⁾³⁴⁾。内湾にしか漁場のない村々は生産地域を持たないから外浜村々が当時の俵物の増産による現金収入の増大した事を羨望していた³⁵⁾。

俵物生産の増大、漁師の現金収入の増加は浦方を豊かならしめ、幕末隠岐の農村部と漁村部の所得格差形成の一因となった³⁶⁾。

享和年間の隠岐における俵物生産増加政策は幕府による独占事業の徹底の一つのあらわれであるから、生産物の密売買、抜荷は当然嚴重に取締られ、問屋、船宿に対してその取扱、運営がひきしめられた。すなわち「俵物之儀三付問屋船宿請書」なる文書³⁷⁾には第一に、「抜買筋之儀申懸候ハバ差押置」、第二に「兩品之内、少しに而も売出候儀相頭候時者、本人者不及申、村役人越度相成、如何様之儀被仰付候茂難計候間云々」と言う状態となった。

ハ、化政期における俵物生産の推移

文化四年(一八〇七)の「俵物御用一途留」と同年(六月及び文政七年改の「俵物村々割付改帳」には幕末の俵物

第2表 文化4年俵物生産村々割等高

島後村名	割符高	村名	割符高
岸	60斤	那久	100
浜	200	都万	130
津	70	津戸	350
西	100	嶋木	140
尾	60	加茂	120
貫	80	箕浦	80
屋	120	島後計	2,920
郷	50		
田	80	島前村名	割符高
井	70	海士	127
来	30	宇受	14
犬	120	豊田	87.5
釜	50	知々	352
大	50	太井	8
卯	20	布井	76.8
布	20	崎施	217.2
飯	20	福井	140
元	220	知夫	352
中	20	浦郷	419.7
湊	220	美田	281.3
伊	50	別府	21
久	80	宇賀	53.5
代	110	島前計	2,150
北	110	合計	5,070
南			
油			

分二千五百五十斤、島後引請分二千五百五十斤」となった(40)。そこで島前、島後とも村々割当が細かくきめられた。これを表化すると第2表の如くである。

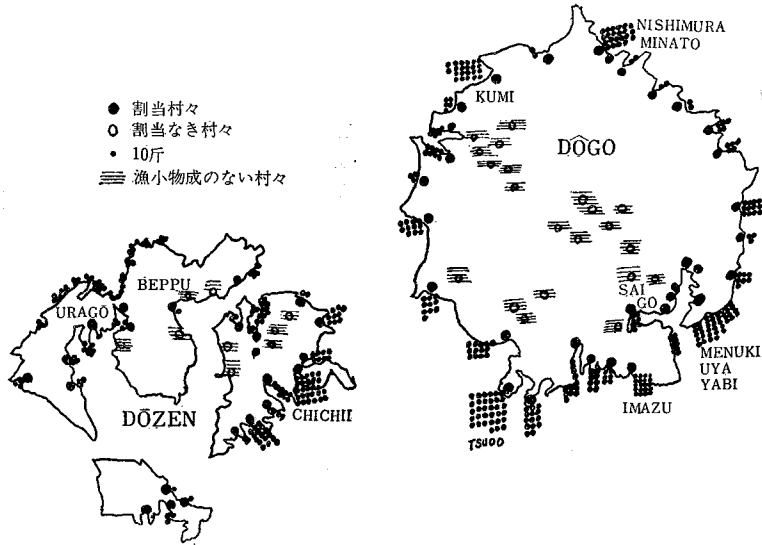
統計数字を分布図に表現してみると第4図の如くなる。

生産割当の多い村と小の村との分布に特色が見られ、全体として南岸に大の村が多い。これは自然的条件として次の二点があげられる。その一は南岸は地殻運動の影響で、隆起、暗礁の発達の著しい地域で「千畳敷」「浮橋」「まないた岩」などの名で呼ばれる岩礁地帯で鮑、海鼠の棲息好適地である。

特に西郷外浜(千畳敷)、津戸、知々井等はその好例である。

生産の推移がかなり詳しく記されている(38)(39)。

文化四年になると平戸青崎宇八出稼が隠岐から「外場所江被差遣」(40)てしまったので両島における潜水夫による漁獲は中止となり鈍突生産のみとなってしまった。そこで割当変更となり、「壱ヶ年納高、煎海鼠、干鮑合計四千七百斤、内島前引請



第4図 文化4年俵物生産村々割当

第二は俵物生産の鮑、海鼠の漁期が冬期であるので西
海岸の地域は資源的に豊富な所でも荒海で操業困難のた
め冬期の生産が少ないと言う事実が指摘出来る。

漁場としては浦郷北西のいわゆる「国賀海岸」には磯
物が豊富に棲息し、夏場は貝藻の採取が盛んになる。こ
の事は島後の西北岸についてもあてはまる事実で、第4
図の割当高分布は資源の豊富とは必ずしも一致していな
い。

次に文化四年の請負高とその村々割当高を比較しよ
う。

請負高に比して島前は割当高が同額であるが島後は二
千九百二十斤の割当となり、三百七十斤請負高より大と
なっている。これは島後では漁場の豊度に準じて割当高
を修正したためである(2)

さて、同年の製品は八月十日運送船によって積出され
た。すなわち「此度宇屋町八幡丸虎次郎、長州赤間関へ
煎海鼠、干鮑運送仕候」と長崎御俵物方木原甚三郎宛に

大庄屋官蔵は送荷の通知をし、同時に下関の送り先である三問屋には「今般当地板屋武左衛門ら八幡丸虎次郎船を以、運送候ニ付」と事務事項を記して、赤間関の長崎屋六郎右衛門、油屋七郎兵衛、小倉屋藤右衛門の三問屋に送り状を出している(43)。

此の代金は「長崎俵物方木原甚三郎殿、卯十一月十五日仕出し辰四月十六日相達書面」に明らかにされている(44)。直接隠岐の大庄屋宛へ送金でなく「御手当銀之儀、廻浦濟次第帰郷之上、早速相伺可申筈之処、唐船出帆之時節ニ而、彼是御用多、其儀不行届、漸此節相伺候所、例之通御一人前銀二枚宛、御出方ニ相成候、則昨十五日拙者方へ受取置申候、然処、慥成便宜無之故、先は拙者方江預り置、追而松江表迄差送候様取計可申候」と言う状態である。代金が漁師の手に渡るのは敏速と言うわけではなかった(45)。

島内における問屋や、これに協力する世話人が漁師に次年度の生産準備を予告する場合には当然「前渡金」の必要が生じるが、これに就ては次の文面がその実状を説明している。

：(前略)：板屋武左衛門より俵物仕入方就入用御前貸銀願請度旨に付、別紙証文差越候得共、此節其御役所引受に相成候得者、是迄之手続ニ而者、不相済候ニ付、右証文奥書ニ、御役所御見届、御判申請差出候様、武左衛門へ御申渡、猶其段御役所江茂、各様御申立可有之候、右武左衛門、伴左衛門兩人共ニ、是迄ハ手附下請之儀ニ有之候得共、其御役所引請ニ相成候上者、下請之名目ニ而ハ筋違ニ付、役所附俵物下世話人と申名目ニ茂被成度存候：(下略)

と代官より大庄屋に通達されている(46)。

機構の変化によって仕事が役所引請となり営業権が益々直支配傾向を強め、官業色が濃くなって来た。

板屋武左衛門より差遣証文は左の通りである(47)。

拝借申銀子之事

一、銀三貫目

右者当島御用俵物取揚候漁師共江前貸相渡候為手当拝借仕候段、実正ニ御座候、
為引当

島後周吉郡東郷村之内神米、質主武左衛門

一、上田一反歩 分米三石

一、上田一反五畝歩 分米二石二斗五升

分米五石二斗五升

此代金三貫五百匁程

右之通書入置候上は若俵物無数ニ而、右御前貸銀返納相滞候ハハ、証人此引当田地払立、正銀を以皆上納可仕候、仍而書附証
文如件、

文化五年辰六月

宇屋町庄屋 武左衛門

東郷村質地証人 庄屋久平次

長崎俵物方

御役所

の如くである。

これは漁師に対する前貸制度の実施とその資金を俵物役所より融資をうけている事実を示すものである。問屋に対する官辺の補助と言ふ形態でなく借金形態を取っている所に地元問屋の置かれている厳しい官業制度の下における位置づけが象徴されている。従って「俵物下世話人」としての板屋武左衛門、酒屋伊左衛門としては次の様な不満を表現せざるを得なくなる(48)(49)。

(前略) … 去年之煎海鼠、干鮑両品共、相応之御買上値段に而、仕入方仕候得共、当年より漁師共進み之為銀壹匁宛買増仕、其

外諸入用差引仕候而者、引合不申、右御前貸銀願上候得共、此儀者第一漁師共へ貸渡申渡、左候而ハ、私之所益ニ茂不相成、何卒当年々少し値段御増被下候様下略：(前略)：

と出願した。これは文化五年の出願である。これに対し、増銀制の改正はあつたが、文化六年には亦々御糺しがあり増産下命があつた。要点は従来は冬春鉾突稼のみであつたが今後は夏秋潜稼によつて増産せよと言うのである。之に對し漁民はかなり強い抵抗を示している。すなわち

(此上)：海土稼被仰付候而者、何分自浦漁事ニ差凌、御請納高無算束、猶又他所々相稼候而者、自浦漁人共氣請を折キ、此上之取締何分出来不仕候間、以後海土稼之儀者、幾重ニ茂御免相願候⁵⁰

と拒否している。そこで種々交渉の結果「向後海土差入候儀者、可致用捨候間、以来一ヶ年目当高、干鮑千斤、別段相納候ハハ、五百斤迄ハ斤に付壱分増、七百斤迄ハ貳分増し、千斤以上者三分増、御褒美下被下置旨被仰渡、一統納得仕、御請書差上申候」となつた。千斤の内訳は島前四百五十七斤、島後五百四十三斤であつた⁵¹。

文政年間になると又々出方劣りになつた。これは資源の減少によるものの如くで、文化四年の両島併高四千七百斤、文化六年千斤追加となり、文政七年には遂に「然処二、三年以来俵物並献上串物追々出劣御用御差間ニ相成恐入奉存候」と言う状態で文化四年の取究高の維持が極めて困難となつた様子である⁵²。

二、近世末期の俵物の送荷について

俵物の送荷状況を明らかにする資料は島前海土村大庄屋村尾家に残る「長崎廻御用俵物送状之事」が寛政二年以降、天保十四年にいたる間、略年次毎に集計保存せられているのでこれを整理する事によつて大要推定出来る。

先ず俵物の表装梱包は「俵物方手続書」によれば、一丸(一俵)につき正味百二十斤に掛入、この上、荷造をして、定式縄筵にて九斤相増し合せて百二十九斤が一梱であつたようである。この事は、手続書の中に各種別に一定の

売価をつけた規定に次の如くあるので判明する。

- 一、一番 煎海鼠一斤に付九分(百二十斤入一九に付) 代百八匁
- 一、二番目 煎海鼠一斤に付二匁(右同断) 代二百四十匁
- 一、三番目 一斤に付二匁一分(同同断) 代二百五十二匁

(中略)

- 一、十番目 一斤に付四匁六厘(右同断) 代四百八拾匁七分
- 一、一番十匁 一斤に付一匁四分(百二十斤入一九に付) 代百六十八匁
- 一、二番目 一斤に付二匁七分(右同断) 代三百二十四匁
- 一、三番目 一斤に付二匁九分(右同断) 代三百四十八匁
- 一、鱧鱈 一斤に付二匁(右同断) 代百二十目

すなわち、俵物の一梱の目方は煎海鼠、干鮑、鱧鱈いずれの場合も正味百二十斤入り、全荷造完全量は百二十九斤と規定されていたのである。煎海鼠の値段は一番の一斤二匁級から十番の四匁六厘まで十区分があったが、干鮑は三区分にとどまっていたことがわかる⁽⁵³⁾。

島前世話人、別府村伴左衛門取扱の「御用俵物送状」⁽⁵⁴⁾の寛政二年の分を見ると煎海鼠一四〇〇斤、十四梱、一斤当り単価二匁七分、代金三千七百八十匁、干鮑二〇〇斤、二梱、一斤単価二匁五厘、代銀四一〇匁、福井村伝兵衛船で送荷している。

寛政十年には煎海鼠の一斤単価二匁八分、干鮑は二匁二分と高くなっている。

御用船は一定せず寛政七年は海士村万蔵船、同十年は福井村勝左衛門船、享和六年は知夫里村喜右衛門船、享和二年は福井村喜八郎船、同三年には美田村仁太夫船、海士村万蔵船、同四年には宇賀村利平太船、文化元、三両年同

前、文化四年福井村弥十郎船、五年美田村儀平船、六、七、八年は福井村弥十郎船、九年美田村茂平船、文政八年九年宇津賀村新十郎船、十一年海土村勝左衛門船、十二年から天保三年にかけては島後津戸村の嘉右衛門船、天保四年、六年には美田村善重、彦九郎船、七年別府村伝右衛門船、八年宇賀村弥三郎船、九年、十年は別府村伝右衛門船、十一年、十二年、十三年は美田村の仁太夫船となって、これで資料は終りになっている(55)。

送り先は文政八年までは全部赤間関屋となり九年から長崎俵物会所と一変している。送荷量を図化すると第5図の様になる。文化十年から文政七年までの十二年間が資料を欠いているのが残念である。

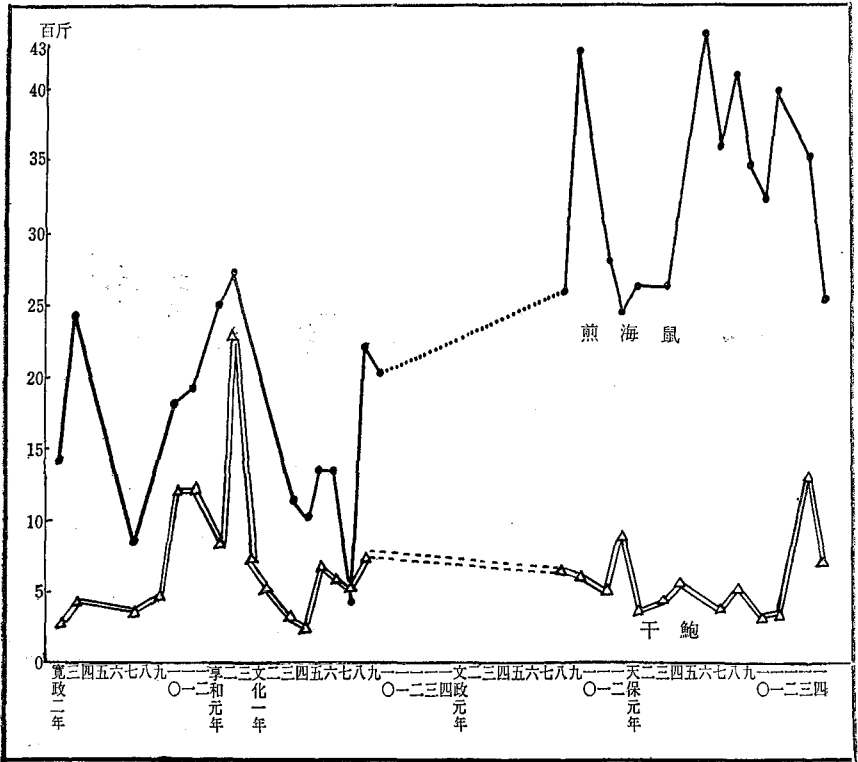
此の津出高の推移を見るとかなり年によって増減が大であるが、量的には煎海鼠が主で、干鮑はすくない。津出のピークが文政九年、天保六年にあり、この両年が五〇〇〇斤台で、他はそれより下である。

島後の分は遺憾ながら資料を欠くが、生産高は島後の方が大であるから、合計額は此の図の二倍と考えてよいと思う。

長崎会所記録天保十二年の隠岐納高は五千七百斤とあるが、同年の隠岐島前の津出高は不明でこれを比較する事は出来ない。十一年には四千三百斤、十三年には四千八百五十斤、十四年には三千二百斤となっているから、此の平均値、四千斤位が島前津出高と推定すると島後は千七百斤位となるので不審の念が生じる。

又、水練者が入漁して操業した年は図から見ても明らかのように干鮑の津出高は増加するが、之が去るとたちまち下降して島前の場合には千斤以下の生産となってしまうている。

俵物会所の増産政策と下請世話人、漁民との相対関係を見れば利害関係はむしろ対立的で、漁民は「増銀」の要



第5図 島前における俵物津出推移図

(資料 御用俵物送状 村尾文書)

求、会所は公権力による供出の増加要請である。一面的に見れば漁民の態度はむしろ消極的のようにも見えるが之を水産物商品化の進展の点から眺めると極めて重要な歴史的意義を果していることが判明する。

先ず第一に俵物の移出を核とする隠岐の生産物の商品的移出の進展である。俵物長崎送り御用船には俵物のみでは積荷が僅かなので（享和二年の積込梱数は五十五梱で、最大量の積込みであった⁽⁵⁶⁾）、他の商品も一緒に積込み本土に移出した。例えば松浦家譜によると⁽⁵⁷⁾、

文政十一戊子年、十郎今年十五才、兄光五郎と共に春日丸に乗組み御用俵物積廻し長崎へ上る。…（中略）…天保四癸巳年、十郎板屋手船天神丸に御用俵物、鯛を積み長崎江上る。天保十一年金比羅丸、烏賊、鰯、干鰯、生鰯、小鯛、大鯛、塩鰯、大椎茸、大豆、黒大豆を積み松江表より長崎に航す…

等の如くである。近世隠岐が西廻海運の発展に伴って海運業が急激に発展した事実については既に詳論してあるので⁽⁵⁸⁾重複をさけるが、俵物の商品化が契機となり島内生産物の販路の拡大はゆるがせに出来ない事実である。

弘化二年（一八四五）には長崎俵物の生産も濫獲による沿岸資源の急減が生じた。長崎会所は俵物による対華輸出に限界を認め、諸色中の「鯛」を大幅に輸出品にくり入れ、隠岐に対しては「長崎御用鯛御儀定被仰付」て、鯛は問屋の手を経ずして勝手に売買することを禁じられ、「長崎御用貿易鯛」となった。漁民に対し「漁師共米錢入申、申出候ハハ問屋職の者より差支無之様」に前貸するよう指示があり⁽⁵⁹⁾、鯛が幕末は煎海鼠、干鰯に代って隠岐水産物の主流に登場し、以後、近代隠岐の水産物の中枢をしめる事になった。

四、結 び

以上述べたところを要約し結びとすると次の如くである。

- 1、鮑、海鼠は隠岐の水産物として古代以来中央政府においても特産として認められ、延喜式にはしばしばその名があらわれている。
- 2、鮑、海鼠は古代、中世、近世を通じ水産貢納品の首位をしめていた。
- 3、近世にいたり幕府の俵物貿易の開始と共に隠岐はその主要生産地として認識せられた。
- 4、近世日本全体の俵物生産量に対して隠岐の生産は平均量としては1%の比重をしめ、増収時には2%〜2・5%の比重をしめた。
- 5、鉾突生産に対し潜水採貝（水練稼）は主として長崎地方の専門水練人の出稼で行なわれた。増収は水練入稼時に限られている。
- 6、幕府の増産対策は割当生産に対して「増銀」政策で行なわれた。
- 7、完全なる前貸制施行の下で生産統制が行なわれたから密売、抜買は嚴重に取締られた。これは問屋、船宿、廻船業者に対する徹底取締となってあらわれた。
- 8、出荷は初期は大根島商人あて、第二期には下関三問屋送り、天保九年よりは長崎会所直送と、大きくみて三転している。
- 9、御用船は地元隠岐島内の渡海大船が使用されている。
- 10、幕末には隠岐では鯛が対華輸出品の中で俵物のその位置を交換するようになった。
- 11、俵物の商品化が核となり隠岐の生産品の商品化が進行した。

注及び参考文献

- (1) 田中豊治、村落共同体の成立と構造、歴史地理学紀要、十号、昭和四十二年
- (2) 田中豊治、近世隠岐における商業資本の発達と島嶼経済の展開、地理学評論、二十九卷一号、昭和三十一年
- (3) 西川栄一、隠岐列島人口の地理学的研究、地理論叢、第七輯、昭和十年
- (4) 前掲²
- (5) 鑄方貞亮、隠岐国上代の水産業、経済史研究、二十六卷三号、昭和十六年
- (6) 田中豊治、隠岐島の考古地理的概観、歴史地理学紀要、五号、昭和三十八年
- (7) 黒木村、黒木村誌、昭和四十三年
- (8) 焼火神社宮司松浦康磨蔵
- (9) 経済史研究、卷二十・二号、昭和十七年八月、日本経済史研究所編
- (10) 小川国治、毛利藩における俵物生産と統制、史学研究、九七号、昭和四十一年、徳山藩（山口県地方史研究、十四号）、豊浦藩（山口県地方史研究、十七号）、長州藩（人文地理、十九卷六号）
- (11) 白石友正、松前蝦地における長崎俵物の研究、北海道経済史研究叢書二、十九編
- (12) 荒居英次、津軽藩における俵物の生産、集荷、社会経済史学、二九号、五号、南部藩（歴史地理、九一卷一号）
- (13) 森嘉兵衛、三陸東岸における長崎俵物生産の研究、社会経済史学、九卷六号
- (14) 天明五巳年御直仕入被仰出候以来諸国俵物請負元極写（長崎図書館蔵）には天保十三年改として「俵物八十五万二千二百三十三斤（中略）、煎海鼠四十八万五千七百斤（中略）、干鮑二十九万五千五百斤（下略）」とある。
- (15) 宮本又次、長崎貿易における俵物役所の消長、九州経済史論集、第三卷、昭和三十三年、此の論文所掲の数字を基として田中が整理計算した。
- (16) 「長崎廻御用俵物送状」（村尾文書）は寛政二年から天保十四年まで断続的に残存している。これを整理すると文政九年に長崎会所直送となっている。

- (17) 天明五年、長崎御用煎海風干鮑御請書（海土村、村上重子蔵、以下村上文書と称す）
- (18) 西郷町東町、松浦千足蔵
- (19) 幕府の俵物政策の推移は宮本博士の前掲「長崎貿易における俵物役所の消長」に詳しい。
- (20) 隠岐支庁、隠岐島誌、昭和八年
- (21) 前掲 7
- (22) 前掲 17
- (23) 前掲 20
- (24) 前掲 17
- (25) 前掲 17
- (26) 隠州俵物新規稼开増方等取極候請書、享和元年 村尾文書
- (27) 前掲 20
- (28) 隠州干鮑水練入漁新規稼取極候請書、享和元年、村尾文書
- (29) 隠州出稼干鮑引請之儀平戸白浜浦青崎字八取極候書付、享和三年、村尾文書
- (30) 前掲 29
- (31) 享和亥三年五月、木原甚三郎渡海取極候書付、村尾文書
- (32) 前掲 28
- (33) 前掲 29
- (34) 前掲 31
- (35) 前掲 2
- (36) 前掲 2
- (37) 俵物之儀ニ付問屋船宿請書、享和元年村尾文書
- (38) 文化四年六月々、大庄屋惣七俵物御用一途留、横地文書
- (39) 文化四年、六年、文政七年、俵物村々割付改帳、村尾文書
- (40) 前掲 38
- (48) 前掲 38

- (49) 前掲 7
- (50) (52) 前掲 38
- (53) 享和二年の送り状によると煎海鼠皆掛二九九五斤九五で梱数二九、干鮑は二五八四斤九七で梱数二二六である。
- (54) 村尾文書
- (55) 前掲 54
- (56) 享和二年福井村喜八郎船の積込梱数
- (57) 前掲 18
- (58) 田中豊治、近世日本の帆船交通、日本海海運史の研究、昭和四十二年
- (59) 船越、美田村問屋文書

本稿を愛知教育大学長伊藤郷平先生退官記念論文として献呈する。